

## 建設業の配置技術者について

### はじめに

最近、お客様から、工事現場における建設工事施工の技術管理を行う「配置技術者」について、出向者はやはり配置技術者とするにはできないでしょうかと質問がありました。

昨今、色々なところで、建設業者様において技術者の不足に悩まれ、また、特に配置技術者の要件を満たす方が足りていないという話を聞きます。

他にも、建設分野における外国人材の活用についての緊急措置や主任技術者の専任要件緩和といったニュースを耳にしますと、行政としても建設業者の技術者確保について問題意識を持っているように感じます。

そのような状況の中で、配置技術者が不足する悩みを抱えた私のお客様も、結論としては出向者は「配置技術者」になれないわけですが、念のために確認してきたのでした。

### 建設業における「技術者」の整理

まず、最初に、建設業における「技術者」について整理しておきたいと思います。

技術者と言っても、非常に多くの種類があり、混乱しやすいところです。

《営業所》◆専任技術者《現場》◆配置技術者・・・主任技術者  
・・・監理技術者  
◆専門技術者

まず、建設業許可を取得・保有しておくうえで必要となるのが「専任技術者」です。

専任技術者の要件は今回触れませんが、専任技術者は、建設業の営業所に常勤して、適切な営業のために建設工事に関する請負契約の適正な締結・履行の確保に努めます。

次に、工事現場に配置される「配置技術者」です。「配置技術者」は①【主任技術者】 ②【監理技術者】の総称で、すべての工事現場に配置することが必要となります。

現場において工事の施工上の技術管理を行います。

配置技術者のうち一般の建設業許可で受注できる工事に配置する技術者を【主任技術者】、配置技術者のうち特定の建設業許可をもっていなければ受注できないような工事に配置する技術者を【監理技術者】といいます。

最後に、これはなじみが薄い言葉かもしれませんが、「専門技術者」です。

「専門技術者」は、土木一式工事・建築一式工事を施工する場合に、これら一式工事の内容である他の建設工事（住宅建築工事を施工する場合の屋根工事や電気工事などの一式工事の内容とする専門工事など）を自ら施工しようとする時、さらには、附帯工事を自ら施工しようとする時に、工事現場に置くこととなります。

### 出向者を配置技術者（①主任技術者 ②監理技術者）とすることはできるか

冒頭の話に再び戻りますが、出向者を配置技術者とすることはできません。

監理技術者制度運用マニュアルに規定されておりますが、ペーパーカンパニーなどの不良不適格業者を排除し、適正な施工を確保するために、現場の配置技術者は工事を受注した建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」ことが必要です。

一方、営業所に常勤する専任技術者については出向者が認められております。

この点勘違いされている方も多く、ポイントとなることです。

なお、派遣社員さんについても、配置技術者とすることはできませんので、注意が必要です。

専任技術者・・・出向社員○、派遣社員×  
配置技術者・・・出向社員×、派遣社員×  
専門技術者・・・出向社員×、派遣社員×

出向者を配置技術者とすることができないがために起こりうる悩ましい事例を1つご紹介します。

→（事例）ある会社が子会社として別会社を作って建設業を行おうとする場合に、当初、別会社の人員は出向で対応しようとしたが、別会社が行う工事現場の配置技術者を出向社員が務めることはできないために、別会社のほうでプロパー社員を採用するか、もしくは別会社に一定数の方を在籍出向ではなく移籍出向させなければならなかったというケースを以前私も経験しました。

### 企業集団確認申請による企業集団の認定について

在籍出向では、出向者を出向先の配置技術者とすることができないという問題をクリアする1つの方法が、国交省に、企業集団確認申請を行い、企業集団の認定を受けるというものです。

非常に細かい規定がありますので、概要のみの説明としますが、建設業の許可を持つ親会社が、連結子会社について企業集団の認定を申請し、企業集団の要件をクリアして認定してもらえると、親会社から連結子会社への出向者やその逆の出向者について、出向先で配置技術者になることができるという制度です。

ただし、親会社が有価証券報告書を提出していることが必要ですし、また、経営事項審査を受けている場合には認定されない場合もあることなどが影響しているのか、実務上は、認定の件数は非常に少ないものとなっているようです。

行政書士うすき事務所

行政書士臼杵 大輔

横浜市中区相生町3丁目60番泰生ビル3階

Mail:daisuke.usuki@gmail.com